

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

島根国民年金 事案 333

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 11 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 50 年 4 月及び同年 5 月

申立期間①については、昭和 44 年 11 月頃に A 市区町村で国民年金の加入手続を行い、保険料は A 市区町村か金融機関の窓口で納付していた。保険料額は覚えていないが、A 市区町村で納付したときに国民年金手帳にスタンプを押してもらった。

申立期間②については、B 市区町村から C 市区町村に転入した際に、B 市区町村から、申立期間②に係る国民年金保険料の納付のお知らせのながきが送付されてきたので、C 市区町村で納付した。

両申立期間について、国民年金保険料の納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、2 か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 49 年 8 月 15 日に B 市区町村で払い出されていることが確認でき、申立期間②は国民年金保険料の納付が可能な期間である。

さらに、申立人が所持する B 市区町村発行の国民年金保険料領収証書によると、申立人は、申立期間②以前の昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を同年 12 月 17 日に一括納付し、申立期間②の直前の 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付期限内の同年 2 月 5 日に納付していることが確認できる上、C 市区町村発行の国民年金保険料納入告知書兼領収書によると、申立人は、申立期間②直後の 50 年 6 月から 9 月までの国民年金保険料を納付期限内の同年 9 月 3 日に納付していることが確認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

加えて、申立人は、申立期間②の直後の 50 年 6 月から同年 9 月までの国民年金保険料を 50 年 9 月 3 日に一括納付していることが確認できるところ、C 市区町村が、申立期間②の国民年金保険料が納付済みとなっていることを確認した上で、50 年 6 月から同年 9 月の国民年金保険料を収納したと考えるのが自然である。

その上、申立人は、申立期間当時の保険料額について、「2 か月で 2,200 円であった。」としており、実際の金額と一致している。

このほか、申立人が提出した履歴書によると、申立人は、申立期間②の直前の昭和 50 年 3 月から申立期間②以後の 51 年 11 月まで、E 事業所に継続して勤務していることが確認でき、B 市区町村から C 市区町村に転入した際に国民年金保険料を納付したとする 50 年 6 月当時、国民年金保険料の納付が困難となるような生活状況の変化はみられず、申立人及びその妹も、「保険料を納付する経済的余裕は十分にあり、納付漏れは考えられない。」と供述している。

一方、申立期間①については、53 か月と長期間である。

また、申立人の B 市区町村における国民年金手帳記号番号の払出日（昭和 49 年 8 月 15 日）からすると、申立期間①の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶も無く、申立期間①の国民年金保険料について、特例納付又は過年度納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、上記払出日以前に、申立人について、A 市区町村及び F 年金事務所、B 市区町村及び D 年金事務所における関係資料を調査したが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格取得日に係る記録を昭和49年8月3日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月3日から同年10月1日まで

申立期間当時、A事業所に臨時職員として勤務していた。当時、臨時職員は厚生年金保険に加入させていたと事務担当者から聞いており、申立期間において厚生年金保険に加入していないことに納得できない。また、社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の被保険者記録を確認した際に、申立期間において同事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の払出記号番号に欠番があることも確認しており、当該記号番号の欠番が私の厚生年金保険の被保険者記録ではないかと思っている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C事業所が保管する勤務記録及び同僚の供述により、申立人は申立期間において、A事業所に勤務していたことが確認できる。

また、C事業所の給与職員情報によると、申立人は同事業所職員として採用される以前に、官公庁で2か月間、民間で52か月間勤務した実績が確認できるところ、B事業所は、「申立人の厚生年金保険の届出並びに厚生年金保険料の控除及び納付に係る関連資料は、保存期限経過のため廃棄処分済みであり、確認することはできないが、給与職員情報から、申立人が採用前経験月数としてA事業所で2か月間勤務した実績が確認できることから、申立人の勤務形態は臨時職員であり、臨時職員であれば厚生年金保険に加入させ

ていた。」と回答している。

さらに、同僚一人は、「申立人とほぼ同時期にA事業所に臨時職員として採用され、厚生年金保険には採用時から加入している。申立人と同じ職場で勤務していた。」と供述しており、前述とは別の同僚二人は、「申立人と同年度にA事業所に採用され、申立人を記憶している。厚生年金保険には採用時から加入していて、3か月間の臨時職員としての勤務の後、本採用になった。」と供述しているところ、当該同僚らのいずれについても、C事業所が保管する勤務記録及び給与職員情報から確認できる臨時職員としての勤務開始日と、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における厚生年金保険被保険者資格の取得日が一致していることが確認できる。

加えて、複数の同僚が、申立期間当時、申立事業所に勤務していたと供述する従業員数とA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における被保険者数がおおむね一致することが確認できる。

また、申立人が所持する昭和49年分給与所得の源泉徴収票について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から申立人と同時期に採用されたとする同僚の昭和49年8月の標準報酬月額を基に社会保険料を試算し、検証した結果及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同年度に採用された同僚3人のA事業所における昭和49年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の処理では考え難い。このため、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年8月及び同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者原票の払出記号番号に欠番がみられ、当該記号番号の欠番が申立人の厚生年金保険の被保険者記録ではないかと申し立てているが、職歴審査照会回答票により、当該欠番は申立人ではなく別人の記録であることが確認できる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月から平成 3 年 3 月まで

社会保険事務所(当時)の記録によると、申立期間は国民年金保険料の免除期間となっているが、私はこの頃は免除制度について知らなかった。

申立期間中は、A市区町村で、国民健康保険と併せて国民年金の加入手続も行った。国民年金保険料納付書は三つ折りで、1年のうち5期ぐらいに分けて自宅に届いていた。

申立期間の国民年金保険料の納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続を、当時居住していたA市区町村で行ったと主張しているが、戸籍の附票によると、申立人は、昭和 46 年 3 月 1 日から平成 2 年 6 月 17 日まで、B市区町村で住民登録がなされており、申立期間のうち、昭和 62 年 2 月から平成 2 年 6 月 17 日までの間には、A市区町村で国民年金の加入手続を行うことはできないことが確認できる。

また、B市区町村が保管する国民年金納付記録簿によると、申立人は昭和 62 年*月*日に国民年金の被保険者資格を取得していること、昭和 62 年度から平成 2 年度までの毎年度、国民年金保険料納付の免除申請を行っていること、及び平成 2 年 6 月にB市区町村からの転出の届出を行っていることが確認できるところ、同市区町村が保管する国民年金被保険者関係届書によると、平成 2 年 6 月 18 日に申立人の母親が申立人の住所をB市区町村からA市区町村に異動する届出を行っていることが確認できることから、申立人に係る国民年金被保険者資格の取得手続や国民年金保険料納付の免除申請についても、申立人の母親が行ったと考えるのが自然である。

さらに、平成 2 年 6 月 18 日から 3 年 3 月 31 日の間について、A市区町村保険年金課は、「申立人のように、平成 2 年度の途中に住所をB市区町村からA市区町村に異動しても、同年度当初にB市区町村で申請免除の手続を行

っていれば、改めてA市区町村で当該手続を行う必要は無かった。」と回答していることから、当該期間についても、申立人はA市区町村で国民年金保険料納付の免除申請手続を行わなくても、保険料の納付免除が受けられたものと推認できる。

その上、B市区町村は、「当時の国民年金の納付書は、一年前納分と月ごとの納付書が一緒になった綴りで、免除申請用紙も併せて封筒に入れて被保険者に送付していた。三つ折りの納付書を5期に分けて送付する方法はとっていなかった。」と回答しており、申立内容に不合理な点がみられる。

このほか、B市区町村の当時の国民年金事務担当者は、「当時は納付があると、納付済みのスタンプを押印していた。B市区町村は小規模な市区町村なので、申立人が国民年金保険料を一度も納付していないことは明確に記憶している。」と供述している。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月14日から同年11月1日まで

A法人の紹介により、定時制高校に在籍しながら、昼間はB事業所で、期間限定の臨時社員として勤務した。退職の日、広い事務室に健康保険証の返却に赴き、恥ずかしかったことを覚えているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

業務内容に係る申立人の具体的な主張から、申立人が期間の特定はできないものの、B事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B事業所は、「当時の資料は廃棄されているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等に係る詳細は不明である。」と供述している上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、同事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる17人の従業員から聴取しても、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は、期間限定の臨時社員として勤務したと供述しているが、申立期間当時、B事業所C部署に勤務していた従業員は、「昭和33年ごろは、臨時雇いはおらず、すべて正規職員だったと思う。36年ごろから、女子の臨時雇いを採用したが、男子の臨時雇いは覚えが無い。女子の臨時雇いは、入社と同時に社会保険に加入させていた。」と供述している上、同じくC部署に勤務していた別の従業員は、「当時、雇用する場合、すべてC部署で決定していた。私の記憶では当時、期間限定臨時職員という短期の雇用形態は無かったと思う。あったとすれば極めてまれなケースであるが、考えられない。」と供述している。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、A法人は、「申立期間当時の関連資料及び業務については引き継がれていない。」と回答していることから、申立内容を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年11月1日から46年5月1日まで
② 昭和46年11月1日から47年5月1日まで
③ 昭和47年11月1日から48年5月1日まで
④ 昭和48年11月1日から49年5月1日まで

昭和43年から、毎年冬期間はA職として、B事業所に勤めていた。43年及び44年の冬期間は厚生年金保険に加入しているのに、申立期間①、③及び④については加入していない。同事業所は平成16年ごろ廃業している。

申立期間②については、昭和46年11月から6か月間、C市区町村のD事業所で勤務した。D事業所は、現在はE業務を廃業し、世代交代している。

すべての申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、③及び④について、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述により、申立人がB事業所にA職として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本から、B事業所は平成16年8月に廃業し、役員が全員交代した後、名義変更に係る登記を行って現在は事業を継続していることが確認できるところ、同事業所は、「当該期間当時の帳簿類及び関連資料等は残っていない。」と回答していることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入の取扱い及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同事業所のA職であったとされる3人の同僚は、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、オンライン記録から、いずれも国民

年金に加入し、国民年金保険料を現年度において納付していることが確認できるところ、当該同僚一人は、「何年の出来事だったか忘れたが、社長から、厚生年金保険に加入しないとされた覚えがある。」と供述している上、当該同僚のうち、別の同僚が保管する給料支払明細書によると、B事業所に勤務した昭和48年11月から49年4月までの期間について、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該期間において申立人の氏名及び厚生年金保険被保険者の資格を取得している者は確認できないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述により、申立人が、D事業所にA職として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、D事業所の担当者は、「当時の資料（雇用関係、賃金台帳等）を探したが、30数年経過しているため、処分したものと考えられ、手がかりとなる資料が見つからない。私は平成14年から勤務しているが、私より古くから勤務している人はおらず、当時の事務担当者も不明のため、申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。」と供述している。

また、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が一緒に同事業所に移ったとする二人の同僚は、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、オンライン記録から、いずれも国民年金に加入して国民年金保険料を現年度において納付していることが確認できる。

さらに、F退職金共済事業本部の記録によると、D事業所のA職の一人は、昭和42年10月1日から平成4年4月30日までの期間において同事業所に勤務した記録となっているが、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、厚生年金保険の被保険者記録は昭和60年1月1日から61年3月30日までの14か月となっていることが確認できる上、同本部の記録によると、別のA職の者は42年10月1日から63年1月1日までの期間において同事業所に勤務した記録となっているが、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、厚生年金保険の被保険者記録は60年12月1日から61年3月30日までの3か月となっていることが確認できるところ、申立期間当時の経理事務担当者は「申立期間②当時、A職については厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述していることから判断すると、D事業所は、昭和60年ごろまで、A職を厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

加えて、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間②において申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録の欠落をうかが

わせる事情は見当たらない。

- 3 なお、オンライン記録から、申立人は、すべての申立期間を含む昭和45年5月から49年10月までの期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

一方、申立人は、読み方の異なる二つの氏名で厚生年金保険に係る通知が届いた記憶がある旨主張しているものの、B事業所及びD事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、いずれの氏名による厚生年金保険の被保険者記録も確認できない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月20日から19年6月11日まで

申立期間において、A事業所所有のB船に炊事係として乗り込んでいたが、その間の船員保険記録が無いのは納得できないので、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、A事業所が所有するB船に炊事係として乗り込んでいた。B船はA船と2艘^{そう}一組で底引き網漁を行っていた。」と供述している。

しかしながら、申立人は船員手帳を保管しておらず、A事業所に係る船員保険被保険者名簿から、申立期間において申立人の氏名は確認することができない。

また、法人登記簿によると、A事業所は昭和54年12月2日に解散している上、当該登記簿から申立期間当時同社の役員であったことが確認できる者のほか、A事業所に係る船員保険被保険者名簿から、申立期間当時、B船及びC船における船員保険の被保険者記録が確認できる者及びA事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、同社における労働者年金保険の被保険者記録が確認できる者のほとんどは、当時、C船の船長であったとして申立人が名前を挙げた者を含め、故人又は所在不明となっており、申立人の申立期間における勤務実態、船員保険の加入の取扱い及び船員保険料の控除の状況等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、A事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間後、B船における船員保険の被保険者記録が確認できる船員の一人は、「私は、炊事係としてB船に乗り込んでいたが、申立人のことは知らない。」と供述してい

るほか、当該被保険者名簿から、同社はB船及びC船を含めて18隻の船舶を所有していたことが確認できるところ、B船及びC船以外の船舶において船員保険の被保険者記録が確認できる者からも、申立人に係る情報を得ることができない。

加えて、A事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、同社に勤務していた従業員の一人名も、「私は、申立期間当時、伝票や帳簿の整理などの経理事務を担当していたが、申立人を知らない。」と供述している。

なお、申立人は、申立期間中の昭和19年*月*日において15歳の年齢到達日を迎えているが、船員法第85条の規定により、15歳未満の者は船員として使用してはならないこととなっている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等周辺事情を総合的に判断すると、申立人は船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。